（目 的）

経営会議（以下本会議という。）は、取締役会の決定に基づき、

経営執行の基本方針、基本計画その他経営に関する重要事項の審議および調整を図るとともに、取締役会へ上程すべき業務に関する重要事項を審議・検討することを目的とする。

２．前項のほか、本会議は社長の諮問に対して答申するため、重要事

項の立案・調査・検討・決定または実施の把握等を行うものとする。

（構 成）

本会議は、役員および部長（室長を含む。）をもって構成し、必

要に応じて関係者を出席させることができる。

（開 催）

本会議は、毎月１回以上、本社において開催する。ただし、必要

ある場合は、随時開催することができる。

（議 長）

本会議の議長は、社長がこれに当たる。

２．社長が不在その他の事由により議長を務めることができない場合

は、社長の指名した者が代行する。

（議 事）

本会議において審議する事項は次のとおりとする。

(１) 経営方針および経営計画に関する事項

① 経営方針の作成および修正

② 経営方針に基づく各部作成の個別計画を含む経営計画

③ 経営計画に対する経過および実績ならびに対策

(２) 組織に関する事項

① 重要なる業務組織の改正

② 重要なる外部取引組織との合併・吸収および系列化等

(３) 重要人事に関する事項

人員計画・採用・賃金・教育および福利厚生等

(４) 重要なる財務に関する事項

増資・減資・投融資・税務・借入れおよび決算等

(５) 重要なる諸規程の制定および改廃

(６) 設備投資に関する事項

定例の経営計画に属さない重要な設備投資および設備の変更

(７) その他前各号に準ずる重要な経営事項

（議 決）

本会議における審議の決裁は、社長がこれを行う。

（機密保持）

本会議で審議される事項のうち、機密を要するものは他に漏洩し

てはならない。

本会議の議事の経過要領および結果については、議事録を作成し、

事務局が保管する。

本会議の事務局は、経営企画室に置き、その運営および進行は経

営企画室長がこれに当たる。

（改 廃）

第１０条 この規程の改廃は、経営企画室長が立案し、本会議で審議のうえ、

社長が決裁する。

（付 則）

この規程は、令和○年○月○日から施行する。